

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇告 示

字の区域の新設等 (市町村振興課)

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われるこ
とがある旨の告示 (経営流通課)

土地改良法による換地処分 (農村整備課)

土地収用法による事業の認定 (管理課)

開発行為に関する工事の完了 (六件) (都市計画課)

◇公安告示

遊技機の型式の検定 (生活安全企画課)

告 示

鳥取県告示第百二十二号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による県営土地改良事業に係る小田川地区第四工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称

大字長郷字向田

同上の区域 (平成八年十一月一日現在の地番による。)

大字高住字森谷

大字長郷字向川原一七の二の一部、一七の三の一部、一八の一部、一八の二の一部、一九の二、二〇の一及びこれらと一体をなす国有地

大字長郷字湫田四二の二の一部、四二の二の一部、四三の一部、四四の二の一部、四四の二、四四の三、四五、四六の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字長郷字三百古川のうち八三と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字長郷字三反河原八七の一、八七の三、八八、八九の一、八九の五、九〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字長郷字椎淵九一の一、九一の三、九二の一、九三及びこれらと一体をなす国有地

大字院内字佃三九三の一から三九三の三までの一部、三九四の二の一部、三九四の二の一部、三九四の三、三九四の四の一部、三九四の五及びこれらと一体をなす国有地並びに三九二と一体をなす国有地の一部

大字長郷字下猪ノ谷九九の七の一部及びこれと一体をなす国有地

大字長郷字下前田一〇〇の二の一部、一〇一の二の一部、一〇二の二の一部、一〇三の一部、一〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字長郷字猪ノ谷二四二の三

	<p>大字高住字西森谷三一〇の三、三一〇の四及びこれらと一体をなす国有地並びに三一〇の一、三二〇の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字高住字上森谷三一八、三一九、三四〇から三四三まで、三四四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字高住字東森谷の全域</p> <p>大字高住字川端三五一の二、三五一の四、三五二の二、三五三の三、三五四及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>区域を変更する字の名称</p> <p>大字長郷字向川原</p>	<p>同上の区域（平成八年十一月一日現在の地番による。）</p> <p>大字長郷字向川原のうち一四の一、一四の三、一四の四、一五、一六の一、一七の二から一七の三まで、一八、一八の一、一九の一、一九の二、二〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字長郷字オノ木</p>	<p>大字長郷字新干の全域</p> <p>大字長郷字オノ木の全域</p> <p>大字長郷字八サ町三八及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字長郷字湫田三九から四一まで、四二の一の一部、四二の二の一部、四三の一部、四四の一の一部、四六の一部、四七の二から四七の三まで、四八及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字長郷字三百古川八三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字長郷字八サ町</p>	<p>大字長郷字八サ町のうち三八及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字長郷字湫田</p>	<p>大字長郷字湫田四九、五〇、五〇の一及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字長郷字三反河原</p>	<p>大字長郷字三反河原のうち八七の一、八七の三、八八、八九の一、八九の五、九〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字長郷字椎淵</p>	<p>大字長郷字椎淵のうち九一の一、九一の三、九二の一、九三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字長郷字下猪ノ谷</p>	<p>大字長郷字下猪ノ谷のうち九九の七及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字長郷字下前田</p>	<p>大字長郷字下猪ノ谷九九の七の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字長郷字下前田のうち一〇〇の二の一部、一〇一の一の一部、一〇二の二の一部、一〇三の一部、一〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字高住字上森谷三四四の一部</p>
<p>大字長郷字猪ノ谷</p>	<p>大字長郷字猪ノ谷のうち二四二の三以外の区域</p> <p>大字長郷字向川原一四の一、一四の三、一四の四、一五、一六の一、一七の一、一七の二の一部、一七の三の一部、一八の一部、一八の一の一部、一九の一の一部</p> <p>大字長郷字湫田四二の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字院内字佃のうち三九三の二から三九三の三までの一部、三九四の一部、三九四の二の一部、三九四の三、三九四の四の一部、三九四の五及びこれらと一体をなす国有地並びに三九二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字院内字下河原四一一の二から四一一の四まで、四一一の七、四一一の八及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字院内字佃</p>	<p>大字院内字下河原のうち四一一の二から四一一の四まで、四一一の七、四一一の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字院内字下河原</p>	<p>大字院内字下河原のうち四一一の二から四一一の四まで、四一一の七、四一一の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

大字高住字西森谷	大字高住字西森谷のうち三二〇の三、三二〇の四及びこれらと一体をなす国有地並びに三二〇の一、三二〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字高住字上森谷	大字高住字上森谷のうち三二八、三二九、三四〇から三四四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字高住字川端	大字高住字川端のうち三五一の二、三五一の四、三五二の二、三五三の三、三五四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名称
 大字長郷字新干、大字長郷字三百古川、大字高住字東森谷

鳥取県告示第百十三号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成十年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称 青山商事株式会社	届出に係る建物の名称 洋服の青山 新米子店（仮称）	届出に係る建物の所在地 米子市米原五丁目四五番一外
--------------------	------------------------------	------------------------------

鳥取県告示第百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る小田川地区第四工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

鳥取市文化センター駐車場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 鳥取市吉方温泉三丁目地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市上魚町三九

鳥取市役所（鳥取市教育委員会事務局）

鳥取県告示第百十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年二月三日 鳥取県指令都計三十一第一号

二 工区（第一工区）に含まれる地域の名称

鳥取市叶字五反田及び宮長字五反田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町六五九

日興土地観光有限公司

代表取締役 墨土 健英

鳥取県告示第百十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年四月三十日 鳥取県指令鳥土維第十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市南吉方二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉方温泉四丁目六四一

林 喜次

鳥取県告示第百十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年六月三日 鳥取県指令都計三十二第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字山中六郎兵衛屋敷通及び字三保向ヒ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原六丁目二一四〇

協同組合丸合

理事長 梅林 哲朗

鳥取県告示第百十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年九月二十二日 鳥取県指令鳥土維第七百二十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南一丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町南二丁目九一七

鷲見 勇

鳥取県告示第百二十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年十月三日 鳥取県指令米土維第十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市蚊屋字南亀田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市蚊屋九九一五

河野 茂己

鳥取県告示第百二十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年六月九日 鳥取県指令鳥土維第二百八十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

気高郡鹿野町大字鹿野字山ノ後ノ一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町北三丁目二四〇

有限会社ミュー

代表取締役 小林 進

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成十年二月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

申請者	氏名又は名称	株式会社大同				
	住所	日進市浅田町平子4-1026				
遊技機の種類	遊技機の区分	木暮佳一郎				
	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間		
ぱちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	ライバー安全運ちゃんD FX	株式会社 同 大	700433	平成10年2月24日から3年間	
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	シオサイ	株式会社 パイオニア	740170	平成10年2月24日から3年間	
〃	〃	プリナイモー	〃	740290	〃	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 【定価一部一箇月二千二百円(送料を含む)】